

外商投资企业税收优惠政策的变革

[《关于统一内外资企业和个人城市维护建设税和教育费附加制度的通知》](#)（国发〔2010〕35号）于 2010 年 12 月 01 日起正式施行，这标志着中国对外商投资企业在税收制度上实施“超国民待遇”的时代已经基本终结。至此，外商投资企业与内资企业在税收制度上已基本实现统一。本文在回顾以所得税为主体的外商投资企业税收优惠政策变革历史的基础上，对现行外商投资企业涉及的主要税种及主要税收优惠政策进行简要梳理和总结。

一、外商投资企业税收优惠政策的发展阶段

中国针对外商投资企业的税收优惠政策大致经历了以下三个发展阶段：

1. 开放初期探索阶段（1980 年～1990 年）

在改革开放政策的推动下，中国逐步从内向型经济向外向型经济转变。这一阶段，为吸引外商投资，中国政府推行“内外有别”的税收制度，逐渐形成了一套专门适用于外商投资企业的税收制度。

在这一阶段适用于外商投资企业的税收制度中，税收优惠政策以“引导外商投资企业向特定地域投资”为重点。这一阶段设立的各种经济特区、沿海经济开发区、国家级经济开发区和技术园区等（还包括具有地理优势的沿海港口城市）成为中国主要的税收优惠区域。

这一阶段，有关外商投资企业的税收优惠政策的基础性法律规定是 1980 年起实施的[《中外合资经营企业所得税法》](#)（全国人大常委会委员长令第 10 号；1991 年 07 月 01 日废止）和 1981 年起实施的[《外国企业所得税法》](#)（全国人大常委会委员长令第 13 号；1991 年 07 月 01 日废止）。除此之外，中国还陆续颁布了[《关于经济特区和沿海十四个城市减征、免征企业所得税和工商统一税的暂行规定》](#)（国发〔1984〕161 号；2001 年 10 月 06 日废止）、[《关于沿海经济开发区鼓励外商投资减征、免征企业所得税和工商统一税的暂行规定》](#)（财税〔1988〕91 号；被其他规定替代而失效）等一系列代表性法律文件。

2. 改革深入成熟阶段（1991 年～2007 年）

经过改革开放初期较为成功的实践，中国经济从单纯追求“总量发展”，逐步向追求“产业升级、区域均衡发展、节能环保”等经济发展目标转变。

外商投资企业租税優遇政策の変遷

[「内資企業、外資企業及び個人における都市維持建設税並びに教育付加費用制度を統一することについての通知」](#)（国発〔2010〕35 号）が 2010 年 12 月 1 日から正式に施行されたが、これは中国が外商投資企業に対する租税政策上「超国民待遇」を実施していた時代が基本的に終焉したことを意味する。これをもって、外商投資企業と内資企業は、租税制度上はすでに基本的に一本化を実現した。本文では、所得税を主体とする外商投資企業の租税優遇政策の変遷を振り返りながら、現行の外商投資企業に關係する主な税種及び租税優遇政策について、簡潔に整理し、まとめる。

一、外商投資企業の租税優遇政策の発展段階

中国の外商投資企業を対象にした租税優遇政策は大きく分けて以下の 3 つの発展段階を経ている。

1. 開放初期の模索期間（1980 年～1990 年）

改革開放政策を推進する中で、中国は徐々に内向型経済から外向型経済への切り替えを行った。この段階では、外資を誘致するため、中国政府は「内外差別のある」租税制度を推進し、外商投資企業に特別に適用する租税制度を徐々に形成した。

この段階で外商投資企業に適用される租税制度は、租税優遇制度が「外商投資企業の特定地域への投資を牽引すること」を重点としていた。この段階で設立された各種の経済特区、沿海経済開発区、国家级經濟開發区及び技術園區等（さらに地理的優位性のある沿海港湾都市を含む）が中国の主な租税優遇区域となった。

この期間においては、外商投資企業に關係する租税優遇政策の基本的法律法規は、1980 年から施行された[「中外合弁經營企業所得税法」](#)（全国人大常委会委員長令第 10 号。1991 年 7 月 1 日に廃止）及び 1981 年から施行された[「外国企業所得税法」](#)（全国人大常委会委員長令第 13 号。1991 年 7 月 1 日に廃止）である。このほか、中国は立て続けに[「經濟特区及び沿海 14 の港湾都市が企業所得税及び工商統一税を減免することについての暫定規定」](#)（国発〔1984〕161 号。2001 年 10 月 6 日廃止）、[「沿海經濟開發区が外商投資を奨励し、企業所得税及び工商統一税の減免を行うことについての暫定規定」](#)（财税〔1988〕91 号。その他規定に代替され失効）等の一連の代表的な法律文書を公布した。

2. 改革推進における成熟期間（1991 年～2007 年）

改革開放初期のやや成功した実践を経て、中国経済は単純に「全体的な発展」を追求することから、徐々に「産業のグレードアップ、区域の釣合いのとれた発展、

这一阶段，中国加入了 WTO，在税收政策领域实现“国民待遇”也成为新的政策重心。为此，税收制度的重心开始发生变化，内外资税收制度有统一化的趋势，但总体上仍然实行了一套针对外商投资企业的独立的税收制度。

在这一阶段适用于外商投资企业的税收制度中，税收优惠政策从“引导外商投资企业向特定地域投资”，逐步过渡到“引导外商投资企业向基础设施建设、资源综合利用等特定产业集中、兼顾不发达地区等重点区域外资发展”。

这一阶段，以 1991 年起施行的《外商投资企业和外国企业所得税法》(主席令第 45 号；2008 年 01 月 01 日废止)为起点，中国还陆续颁布了《增值税暂行条例》(国务院令第 134 号；2008 年已修订)、《营业税暂行条例》(国务院令第 136 号；2008 年已修订)以及《消费税暂行条例》(国务院令第 135 号；2008 年已修订)等代表性法律法规，前者以及一系列后续颁布的所得税相关税收优惠政策逐渐体现了向重点产业引导的特点，而后者则体现了内外资企业税收制度统一化的趋势。

3. 国民待遇阶段 (2008 年至今)

经过 30 年改革开放，中国经济取得了举世瞩目的成就。2008 年 01 月 01 日起施行的《企业所得税法》(主席令第 63 号)标志着“国民待遇时代”的到来。这一阶段，中国陆续出台了一系列法律规定，逐步取消了外商投资企业之前享受的各种税收优惠政策，涉及到的税种和主要税收优惠政策简要列表如下：

税种	被取消的主要税收优惠政策及其主要法律依据
所得税	<p>根据《关于企业所得税若干优惠政策的通知》(财税〔2008〕1号)，下列税收优惠政策自 2008 年 01 月 01 日起不再执行：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外商投资举办的产品出口企业和技术先进企业在原所得税减免优惠期满后可在一定期限内继续享受减半征收的优惠。 - 对在经济特区、经济技术开发区、沿海经济开发区等特别区域的外商投资企业施行 15%~24% 的优惠税率。 - 对经营期 10 年以上的生产性外商投资企业施行“两免三减半”。 - 外商投资企业的外国投资者进行利润再投资的，可退还其再投资部分已缴纳所得税的 40% 税款。 - 外商投资企业从事鼓励类投资项目，其购买国产设备投资的 40% 可从购置设备当年比前一年新增的企业所得税中抵免。

省エネ環境保全」といった経済発展目標を追求する方向に変化した。この時期は、中国は WTO に加盟し、租税政策分野で「内国民待遇」を実現させることも新たな政策の重点となった。そのため、租税制度の重点に変化が生じ始め、内資・外資租税制度を一本化するという動きは見られたが、全体的に見ると、外商投資企業を対象にした独立した租税制度が依然として実施された。

この時期の外商投資企業に適用する租税制度において、租税優遇政策は「外商投資企業の特定地域への投資を牽引すること」から、徐々に「外商投資企業をインフラ、資源総合利用等の特定産業に集中させ、発展途上地区の重点区域での外資発展にも配慮する」ように移行している。

この時期に、1991 年から施行された「外商投資企業及び外国企業所得税法」(主席令第 45 号。2008 年 1 月 1 日に廃止)を起点とし、中国はさらに「増値税暫定条例」(國務院令第 134 号。2008 年改正)、「營業稅暫定條例」(國務院令第 136 号。2008 年改正)及び「消費稅暫定條例」(國務院令第 135 号。2008 年改正)等の代表的法令を公布しており、前者及びその後公布された一連の所得税に關係する租税優遇政策は徐々に重点産業へ導かれるという特徴を反映しているが、後者は内資と外資企業の租税制度の一本化の動きを反映している。

3. 内国民待遇期間(2008 年から現在まで)

30 年の改革開放を経て、中国经济は目覚ましい成功を収めた。2008 年 1 月 1 日から施行された「企業所得税法」(主席令第 63 号)は「内国民待遇時代」の到来の象徴である。この時期に、中国は一連の法律規定を立て続けに公布し、外商投資企業がこれまで受けてきた各種の租税優遇政策を徐々に取消したが、それら税種及び主な租税優遇政策を簡潔に下表にまとめる。

税種	廃止される主要な租税優遇政策及びその主な法的根拠
所得税	<p>「企業所得税若干優遇政策についての通知」(财税〔2008〕1号)によると、次に掲げる租税優遇政策は、2008 年 1 月 1 日以降は実施されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外商が出資し設立運営する製品の輸出企業及び技術先端企業はもとの所得税減免優遇期間が満了後においても、一定期間は徴収半減の優遇を引き続き受けることができる。 - 經濟特区、經濟技術開發区、沿海經濟開發区等の特別区域の外商投資企業に対しては、15%~24%の優遇税率を適用する。 - 經營期間が 10 年以上の生産型外商投資企業に対しては、「二免三減半」を実施する。 - 外商投資企業の外国投資者が利益を利用して再投資する場合、その際投資部分の納付済み所得税の 40%の税金を払戻すことができる。 - 外商投資企業が奨励類投資プロジェクト

增值稅	<p>根据《关于公布废止和失效的财政规章和规范性文件目录（第十批）的决定》（财政部令 第 48 号），以下税收优惠政策自 2008 年 01 月 31 日起 不再执行：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外商投资企业生产的货物直接出口的，免征增值税。 <p>根据《关于对部分进口税收优惠政策进行调整的公告》（财政部、海关总署、国家税务总局公告 2008 年第 43 号），以下税收优惠政策自 2009 年 01 月 01 日起 不再执行：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 鼓励类企业投资总额内进口的自用设备，免征进口环节增值税。
消費稅	<p>根据《关于公布废止和失效的财政规章和规范性文件目录（第十批）的决定》（财政部令 第 48 号），以下税收优惠政策自 2008 年 01 月 31 日起 不再执行：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外商投资企业生产的货物直接出口的，免征消费税。
城市房地產稅	<p>根据国务院令 第 546 号，以下税收优惠政策自 2009 年 01 月 01 日起 不再执行：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 新建房屋自落成之月份起，免纳 3 年房产税。翻修房屋超过新建费用 1/2 的，自竣工月份起，免纳 2 年房产税。
土地使用稅	<p>根据《关于公布废止和失效的财政规章和规范性文件目录（第十批）的决定》（财政部令 第 48 号），以下税收优惠政策自 2008 年 01 月 31 日起 不再执行：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国务院 1988 年 09 月 27 日发布的《城镇土地使用税暂行条例》（国务院令 第 17 号）不适用于外商投资企业和外国企业在华机构的用地。
城建稅、教育費附加	<p>根据《关于统一内外资企业和个人城市维护建设税和教育费附加制度的通知》（国发〔2010〕35 号），以下税收优惠政策自 2010 年 12 月 01 日起 不再执行：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外商投资企业和外国企业暂不征收城市维护建设税和教育费附加。

	<p>を取扱う場合、国産設備購入に出資した 40%は、設備を買い入れた当年において、前年と比べて新たに増額した企業所得税から控除することができる。</p>
增值稅	<p>「廃止及び失効する財政規則及び規範性文書目録(第十回目)を公示することについての決定」(財政部令 第 48 号)によると、以下の租税優遇政策は、2008 年 1 月 31 日以降は実施されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外商投資企業が生産した貨物を直接に輸出する場合、増値税を免除する。 <p>「一部の輸出租税優遇政策を調整することについての公告」(財政部、税関総署、国家税務総局公告 2008 年第 43 号)によると、以下の租税優遇政策は 2009 年 1 月 1 日以降は実施されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 奨励類企業投資総額内で輸入した自社用設備については、輸入増値税を免除する。
消費稅	<p>「廃止及び失効する財政規則及び規範性文書目録(第十回目)を公示することについての決定」(財政部令 第 48 号)によると、以下の租税優遇政策は、2008 年 1 月 31 日以降は実施されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外商投資企業が生産した貨物を直接に輸出する場合、消費税を免除する。
都市不動産稅	<p>国务院令 第 546 号によると、以下の租税優遇政策は 2009 年 1 月 1 日以降は実施されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 新設する家屋が完成した月から、不動産税を 3 年間免除する。家屋の修復費用が新設費用の 2 分の 1 を超える場合、竣工した月から、不動産税を 2 年間免除する。
土地使用稅	<p>「廃止及び失効する財政規則及び規範性文書目録(第十回目)を公示することについての決定」(財政部令 第 48 号)によると、以下の租税優遇政策は、2008 年 1 月 31 日以降は実施されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国务院が 1988 年 9 月 27 日に公布した「都市土地使用税暫定条例」(国务院令 第 17 号)は、外商投資企業及び外国企業駐在員事務所の用地には適用しない。
都市建設稅、教育費附加	<p>「内資企業、外資企業及び個人における都市維持建設税並びに教育付加費用制度を統一することについての通知」(国発〔2010〕35 号)によると、以下の租税優遇政策は、2010 年 12 月 1 日以降は実施されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外商投資企業及び外国企業に対しては、当面、都市維持建設税及び教育付加費用を徴収しない。

二、外商投资企业在中国的税收政策现状

在各种专门针对外商投资企业的税收优惠政策被逐步取消之后，现阶段外商投资企业和内资企业的税负基本一致，其涉及的主要税种和税率简要列表如下：

二、外商投資企業の中国での租税政策の現状

各種の外商投資企業を対象とした租税優遇政策が徐々に取消された後、現段階で外商投資企業と内資企業の税負担は基本的に一致しており、それら主な税種及び税率は簡潔に下表に示すとおりである。

税种	税率
所得税	- 年度应纳税所得额的 25%
关税	- 根据进出口货物的具体类型确定关税税率
增值税	- 应税货物或应税劳务增值额的 13%~17%
营业税	- 根据具体应税项目的类型确定具体税率
消费税	- 根据具体应税项目的类型确定具体税率
房产税	- 自用的, 房产原值扣除一定比例后的 1.2% - 出租的, 租金收入的 12%
土地使用税	- 根据土地所在地的确定具体税率
印花税	- 根据具体应税项目的类型确定具体税率
车船税	- 根据车辆或船舶的类型确定具体税率
城市维护建设税	- 根据所在地不同, 为实际缴纳的增值税、消费税以及营业税总额的 1%~7%
教育费附加	- 实际缴纳的增值税、消费税以及营业税总额的 3%

※备注: 尽管理论上已基本一致, 但实践中, 中国各地仍可能有一些差异。

三、现阶段可供外商投资企业利用的税收优惠政策

在各种专门针对外商投资企业的税收优惠政策被逐步取消之后, 中国的税收优惠政策不再区分内资企业和外商投资企业, 而侧重于扶持重点区域和重点行业, 引导资金向享受税收优惠政策的地域和行业集中, 以使企业发展服务于中国经济发展的全局需要。

在这一背景下, 律师认为, 中国目前实行的如下税收优惠政策 (将于 2010 年 12 月 31 日到期终止的政策及有关过渡期优惠政策等, 未予列示), 可能会在一定时期内继续存在并完善, 对外商投资企业在中国的投资和发展有借鉴意义:

税种	建议外商投资企业关注的主要税收优惠政策
所得税	根据《企业所得税法》(主席令第 63 号): - 国家需要重点扶持的高新技术企业, 减按 15% 的税率征收企业所得税。 - 企业从事符合条件的技术转让所得, 可以免征、减征企业所得税。 - 创业投资企业从事国家需要重点扶持和鼓励的创业投资, 可以按投资额的一定比例抵扣应纳税所得额。 - 对企业从事农、林、牧、渔业项目的所得, 可以免征、减征企业所得税。 - 企业从事国家重点扶持的公共基础设施

税種	税率
所得税	- 年度課税所得額の 25%
関税	- 輸出入貨物の具体的な分類に基づき、関税税率を確定する
増値税	- 課税貨物又は課税労務の付加価値額の 13%~17%
営業税	- 具体的な課税項目の種類に基づき、具体的な税率を確定する
消費税	- 具体的な課税項目の種類に基づき、具体的な税率を確定する
不動産税	- 自社用の場合、不動産の原価から一定の比率を差し引いた後の 1.2% - 賃貸の場合、家賃収入の 12%
土地使用税	- 土地所在地に基づき、具体的な税率を確定する
印紙税	- 具体的な課税項目の種類に基づき、具体的な税率を確定する
車船税	- 車両又は船舶の種類に基づき、具体的な税率を確定する
都市維持建設税	- 所在地ごとに異なり、実際に納付する増値税、消費税及び営業税の合計額の 1%~7%となる
教育付加費用	- 実際に納付する増値税、消費税及び営業税の合計額の 3%となる

※備考: 理論上は基本的に一致しているが、実践において、地域ごとに若干の違いがあると思われる。

三、現段階で外商投資企業が利用できる租税優遇政策

外商投資企業を対象とした各種の租税優遇政策が徐々に廃止された後、中国の租税優遇政策は、内資企業と外商投資企業を区別しなくなり、重点区域及び重点業種の支援に重点を置き、資金が租税優遇政策を受けられる地域及び業種へと集中させることで、企業の発展が中国経済発展の全面的なニーズに貢献できるように仕向けている。

このような状況において、筆者の認識としては、中国が現在実施する以下の租税優遇政策 (その中には、2010 年 12 月 31 日に期日が到来する政策及び移行期優遇政策等は列挙していない) は、一定期間において引き続き存在し、整備され、且つ外商投資企業の中国投資及び発展において参考の価値があると思われる。

税種	外商投資企業が注目すべき主な優遇政策概要
所得税	「 <u>企業所得税法</u> 」(主席令第 63 号)によると以下のとおりである。 - 国が重点的に支援する必要のあるハイテク企業には、税率を 15% に引き下げ企業所得税を徴収する。 - 企業が条件を満たす技術譲渡を取扱って得た収入については、企業所得税を減免することができる。 - ベンチャーキャピタル企業が、国が重点的に支援し、奨励する必要のあるベンチャーキャピタルを取扱う場合、投資額の一定の比率に

	<p>项目投资经营的所得，可以免征、减征企业所得税。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 企业从事符合条件的环境保护、节能节水项目的所得，可以免征、减征企业所得税。 - 企业综合利用资源，生产符合国家产业政策规定的产品所取得的收入，可以在计算应纳税所得额时减计收入。 - 企业购置用于环境保护、节能节水、安全生产等专用设备的投资额，可以按一定比例实行税额抵免。 		<p>応じて、課税所得額を控除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 企業が、農、林、牧、漁業プロジェクトを取扱って取得した収入については、企業所得税を減免することができる。 - 企業が、国が重点的に支援するインフラプロジェクト投資事業を取扱って取得した収入については、企業所得税を減免できる。 - 企業が条件を満たす環境保全、省エネ節水プロジェクトを取扱って取得した収入については、企業所得税を減免することができる。 - 企業が資源を総合的に利用し、国の産業政策の規定に適合する製品を生産して取得した収入については、課税所得額を計算する際に収入を引き下げて計算することができる。 - 企業が環境保全、省エネ節水、安全生産等に使用する専用設備を買い入れた際の出資額については、一定の比率に応じて税額の減免を実施することができる。
	<p>根据《关于经济特区和上海浦东新区新设立高新技术企业实行过渡性税收优惠的通知》(国发〔2007〕40号)：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 对经济特区和上海浦东新区内在 2008 年 01 月 01 日及之后完成登记注册的国家需要重点扶持的高新技术企业，在经济特区和上海浦东新区内取得的所得，自取得第一笔生产经营收入所属纳税年度起“两免三减半”。 		<p>「経済特区及び上海浦東新区に新設するハイテク企業に過渡的租税優遇を実施することについての通知」(国発〔2007〕40号)によると以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 経済特区と上海浦東新区内に 2008 年 1 月 1 日以降に登記登録を完了させた、国が重点的に支援する必要のあるハイテク企業に対しては、経済特区及び上海浦東新区内で取得した収入については、1 回目の生産経営収入を取得した納税年度から「二免三減半」を実施する。
	<p>根据《关于企业所得税若干优惠政策的通知》(财税〔2008〕1号)：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 中国境内新办软件生产企业经认定后，自获利年度起，第一年和第二年免征企业所得税，第三年至第五年减半征收企业所得税。 - 集成电路设计企业可以视同软件企业，享受软件生产企业的有关企业所得税政策。 		<p>「企業所得税若干優遇政策についての通知」(财税〔2008〕1号)によると以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 中国国内に新設したソフトウェア生産企業は認定を受けた後、利益を獲得した年度から、1 年目と 2 年目は企業所得税を免除し、3 年目から 5 年目は企業所得税を半額にして徴収する。 - 集積回路設計企業はソフトウェア企業と見なし、ソフトウェア生産企業が受ける企業所得税政策を受けることができる。
	<p>根据《关于技术先进型服务企业有关企业所得税政策问题的通知》(财税〔2010〕65号)：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 自 2010 年 07 月 01 日起至 2013 年 12 月 31 日，在北京、上海、苏州、无锡等 21 个服务外包示范城市对符合条件的技术先进型服务企业，减按 15% 税率征收企业所得税。 		<p>「技術先端型サービス企業の企業所得税政策事項についての通知」(财税〔2010〕65号)によると以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2010 年 7 月 1 日から 2013 年 12 月 31 日までの期間、北京、上海、蘇州、無錫等の 21 のサービスアウトソーシング模範都市において、条件に適合する技術先端型サービス企業は、企業所得税を 15% に引下げ徴収する。
増 値 税	<p>根据《关于资源综合利用及其他产品增值税政策的通知》(财税〔2008〕156号)、《关于资源综合利用及其他产品增值税政策的补充通知》(财税〔2009〕163号)：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 对部分自产资源综合利用及其他产品免征增值税(包括再生水、废旧轮胎胶粉以及翻新轮胎等)。 - 对污水处理劳务免征增值税。 - 对部分自产资源综合利用及其他产品施 	増 値 税	<p>「資源综合利用及びその他製品増値税政策についての通知」(财税〔2008〕156号)、「資源综合利用及びその他製品増値税政策についての補充通知」(财税〔2009〕163号)によると以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 一部の自社製造した資源综合利用及びその他製品については増値税を免除する(再生水、廃棄中古タイヤゴム粉及び再生タイヤ等を含む)。

	<p>行即征即退的政策（以工业废气为原料生产的高纯度二氧化碳产品以及以垃圾为燃料生产的电力或者热力）。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 销售部分自产资源综合利用及其他产品实现的增值税实行即征即退 50%政策。 - 对销售自产的综合利用生物柴油实行增值税先征后退政策。 		<ul style="list-style-type: none"> - 污水处理に対する労務については、増値税を免除する。 - 一部の自社製造した資源综合利用及びその他製品に対しては、徴収してから払戻すという政策を実施する（工業排気ガスを原料として生産する高純度二酸化炭素製品及びゴミを燃料とし生産する電力又は熱エネルギー）。 - 一部の自社製造した資源综合利用及びその他製品を販売し実現する増値税については、徴収してから 50%を払戻す政策を実施する。 - 自社製造した综合利用バイオディーゼルについては、増値税を先に徴収し後から払戻す政策を実施する。
<p>进口关税</p>	<p>根据《关于对部分进口税收优惠政策进行调整的公告》（财政部、海关总署、国家税务总局 2008 年第 43 号公告）：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 鼓励类外商投资项目进口的自用设备，继续免征关税。 - 外商投资企业和外商投资设立的研究开发中心进行技术改造以及按《中西部地区外商投资优势产业目录》批准的外商投资项目进口的自用设备及其配套技术、配件、备件，继续免征关税。 	<p>輸入関税</p>	<p>「一部の輸入租税特恵政策について調整を行うことについての公告」(財政部、税関総署、国家税務総局公告 2008 年第 43 号公告)によると以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 奨励類外商投資プロジェクトが輸入する自社使用設備に対しては、引き続き関税を免除する。 - 外商投資企業と外商投資で設立された R&D センターが技術革新を行うための、及び「中西部地域外商投資優勢産業目録」に基づき許可を受けた外商投資プロジェクトが輸入する自社使用のための設備及びその関連技術、付属品、予備品に対しては、引き続き関税を免除する。

根据以上分析，外商投资企业税收优惠政策的变革过程，是在中国经济不断迈上新台阶的大背景下发生的，体现了中国从“重视吸引外资数量”到“重视吸引外资质量”、从“外资享受超国民待遇”到“内外资平等”的思维转变。随着这一转变，“外商投资企业即意味着税收优惠”的时代已经过去，但这并不意味着中国已不再是投资的热土。相反，随着中国商业环境的进一步成熟以及税收优惠政策在产业导向上与国际趋势的逐步接轨，外资可凭借其技术和管理的优势以及国际化经验，在中国新一轮的经济发展中获得先机。

（里兆律师事务所 2011 年 01 月 14 日整理编写）

以上の分析から、外商投資企業の租税優遇政策の変遷は、中国経済が絶えず新たな段階に進化する背景において生じるものであり、中国が「誘致する外資数の重視」から「誘致する外資の質の重視」へと、「外資が超国民待遇を受ける」状態から「内・外資平等」という考え方に変わったことを反映している。この変更に伴い、「外商投資企業なら租税優遇を受けられる」時代はすでに去ったが、これは、中国が投資先としてのホットエリアでなくなったことを意味するわけではない。逆に、中国の商業環境が一層成熟し、且つ租税優遇政策の産業の向かう先が徐々に国際的な動きと連結するするに伴い、外商投資企業は、その技術と管理上の優位性及び国際化の経験から、中国の経済発展の新たな段階において、主導権を握ることができるはずである。

（里兆法律事務所が 2011 年 1 月 14 日付けで作成）